

「一時帰休」の再延長、「教育訓練協定書」 について、団体交渉開催！

3月15日、会社より「新型コロナウイルス感染症の拡大等の影響に伴い、引き続き一時帰休を実施すること。また、令和3年度新入社員研修に関して、雇用調整助成金制度の教育訓練の枠組みを活用したい。そのため、休業実施期間を4月30日まで延長することの覚書の締結と、新入社員研修に関して、雇用調整助成金制度の教育訓練に関する協定書を締結したい」旨の提案を受けました。

本部は、持ち帰り検討としました。

議論のやりとりについては、以下の通りです。

＜主なやり取り＞

組合：教育訓練の対象者について、新幹線鉄事と関西支社しかないが、他のところは対象とならないのか。

会社：研修の形態は全員同じであるが、雇用調整金を申請するのは新幹線と関西の社員となる。

組合：それはどういうことか。

会社：現在、一時帰休の対象が新幹線と関西なので、それと合わせた申請となる。

組合：教育自体はどのようになるのか。

会社：教育は全員同じで、在宅や研修センターでの教育となる。

組合：教育について確認するが、新型コロナ禍の状況でない時はみんな研修センターで教育を受けるのか。

会社：そうである。去年はコロナ禍の影響で全てオンラインで行った。

組合：今年は全てではないのか。

会社：今年は半分半分くらいのイメージである。研修センターで同じ部屋に2人入れると感染のリスクとなるので、部屋は1人にしたい。家でオンラインで研修をするのと、研修センターで行なうのを交互に順番に行う感じである。

組合：その中で、新幹線と関西の社員については申請となるわけか。

会社：どういうところを申請するかどうかはこれから精査していく。申請する前段で協定書を結ぶ必要があるので、その準備のためにこのように提案させていただいている。

組合：イメージ的に、在宅で行なうものだけが申請の対象となるように思うが。

会社：それだけのケースではないものもあるようなので、検討している。

組合：このことは、新入社員研修に限ってということか。

会社：そうである。

組合：新入社員以外で、休業期間に英会話の勉強を指示されたら、それが調整金の対象にされるとか、そういうことはないのだな。

会社：ない。新入社員研修に対してである。

組合：協定書に書かれている内容以外は考えていないということか。

会社：そうである。今年度の新入社員の幹線と関西だけである。

組合：昨年の新入社員は全てオンラインで教育されたようだが、問題はなかったのか。

会社：問題があったとは聞いていない。良いところ、悪いところはあるかもしれないが、職場に配属されてからも教育はあるので。

組合：新入社員でパソコンを持っていない人もいるのではないか。

会社：みんな持っているようである。オンラインの教育はスマホでもできるので、パソコンがなくともスマホがあれば教育はできる。

組合：何かアプリとか必要ではないのか。

会社：もちろんアプリはインストールしてもらうことになる。お金もかからない。

組合：法律的に分からないことがあり確認したいのだが、調整金が入るわけだが、賃金は会社が負担するのか。

会社：協定書の通り、賃金は会社がお支払する。

組合：会社にはどのようなお金が入るのか。

会社：一時帰休の15,000円とそれプラス教育関係の1,800円が入る。

組合：会社の教育を受けているのに、一時帰休と教育の加算額が入るのか。

会社：そうである。そのような制度になっている。

組合：それでは会社がボロ儲けではないか。なぜそのようなことになるのか。

会社：それは厚労省に聞いてもらいたい。

組合：全てがオンラインで、コロナの拡散防止に協力しているというのならまだしも、普通に研修センターで教育をしているのに、それに対しても調整金と加算金が入るというのは腑に落ちない。

会社：コロナの拡散防止という一面もあるかもしれないが、業務を止める、教育を止めるということに対する補償なのではないか。

組合：いずれにしろ、申請しなければ調整金はもらえないのか。

会社：そうである。だからこのように提案をしている。

組合：毎月行っている訓練などは該当しないのか。

会社：訓練が法定で定められている事柄なので、多分該当しない。

組合：ミスして降ろされてやられる日勤教育とかもか。

会社：…。

組合：協定の中で、教育訓練の時間が満たない場合は賃金を減額するとあるが、調整金をもらっているのに、矛盾を感じる。

会社：それは個別の事象で、そういうときは申請しないと思う。

組合：会社にとっては都合のいい制度だ。

会社：苦しい会社を助けるということではないのか。当社も苦しい状況だ。

組合：助成率について確認するが、大企業が3分の2、中小が5分の4となっているが。

会社：当社は、3分の2だとしても、限度額の15,000円を超えるので、そのことは直接関係ない。

組合：ちなみに、賃金の平均はいくらなのか。

会社：公表されている数字を社員数で割れば出ると思う。

組合：厚労省の資料では、解雇を行わない場合という表現があるが。

会社：企業には、経営状況によって整理解雇ということもあるので、そうならないためにこのような制度があるのではないか。

組合：厚労省の資料の例示では、タクシー運転士の英語教育について書いてある。

会社：色々なケースがあるのかも知れないが、今回は提案したことで申請したい。

組合：少し話が逸れるが、在宅勤務を有給休暇としていて…

会社：【話の途中で割って入る】在宅勤務が有給休暇ということが分からない。

組合：関連会社で、自宅待機を就業規則上有給休暇としているのに、そのときに課題を出している。

会社：言っていることが分からないが、他の会社のことなので分からない。

組合：JR東海で良いポストにいた人が、天下りしてそういうことをしている。

会社：関係のない話だと思うが。

組合：関係なくはない。

組合：一時帰休を4月30日まで1ヶ月延ばすということだが、見通しを持って提案しているのか。

会社：この間発表した中で、臨時列車の数が3月と変わらないので、3月と同じレベルになると考えている。しかし、乗客の動向が増加に変わってくれば休業の指定も減ることになると思う。

組合：そのときはまた覚書の確認をするのか。

会社：そうではなく、覚書は4月30日の期間まで延ばすということで、その間に休業を指定するかどうかなので、そのようなことはない。

組合：覚書では、4月30日まで一時帰休を実施するとなっている。4月30日まで一時帰休をやり切るということでないのか。途中で変わるというよ

うには読めないが。

会社：4月30日まで一時帰休は行う。

組合：途中で一時帰休をやめるようなことを言うから確認した。

会社：一時帰休自体をやめるのではなく、臨時列車の本数が増えれば休業の数が減ることも考えられる。

組合：一時帰休は、4月30日までやり切る、途中で止めますということにはならないということで良いのか。

会社：そういうことである。

組合：これまで1日400人だったが、今後はどうなるのか。

会社：1日300人程度と考えている。乗客がだんだん増えることを想定している。

組合：実際に乗っている。自由席が立ちの列車もある。ボーナスは普通に出せる。

会社：それはまた後日…。

組合：今回4月30日まで延期するが、今後また第4波が来たらまた延ばすこともあり得るのか。

会社：そうなったならばそれはあり得る。

組合：休業に指定された日に仕事を付けられ、呼ばれた人がいることを聞いているが、そうするとその日に計画していたことができなくなる。

会社：この間も議論しているが、休業が特別ということではなく、普通の特休公休の日に仕事を依頼することと同じ考えである。事前にコミュニケーションを取って、出れる人をお願いする。

組合：そういう事態はゼロが良い。

会社：会社としては勤務変更する可能性もあると考えている。

組合：3月の勤務は白日が多かった。その白日が休業になったり、勤務になったりしている。この白日が多いことについてだが、就業規則の54、55条にあるように、白日にするのではなくてきちんと指定するべきだと考える。会社は、25日から臨時列車を走らせると発表した。ということは、会社も人がどこにどれくらい必要かある程度分かっているはずだ。そういう意味では、今3月の勤務で白日のところを、5日前まで分からない状態にするのではなくて、すみやかに休業なり勤務を張り付けるべきである。さらに、4月の勤務についても、白日のない勤務を発表すべきであると言える。

会社：働く方にしてみればそれに越したことはないと思うので、ご要望は承るが、勤務をどのように調整しているのか分からないので、できる限り行うということになると思う。

組合：ゴールデンウィークを挟むので、どのような列車の設定になるのか。

会社：今後の臨時列車については別にゴールデンウィーク中の設定についてもプレス発表している。

組合：持ち帰り検討となるが、確認の期限はあるのか。

会社：3月17日までに返事が欲しい。

組合：ちなみに、妥結しないとどうなるのか。

会社：「職場の過半数の…」という書き方だったと思う。

会社：一時帰休について、これまで全ての組合に提案をし、全ての組合と締結しているので、今回も全ての組合に提案している。

組合：締結しない組合は、就業規則にある賃金の6割の支給となると言っていたが。

会社：今回は、2つセットで提案している。

組合：厳しいと言いながら、教育する余裕がある。

会社：厳しくともやらなくてはならないことである。

組合：助成金がなくとも教育くらいできるのではないか。

会社：申請をする考えで提案している。それを前提で考えてもらいたい。

組合：持ち帰り検討する。

以 上